

南九州市選挙管理委員会告示第2号

南九州市選挙管理委員会公印の押印の特例に関する規程の制定について

南九州市選挙管理委員会公印の押印の特例に関する規程を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日

南九州市選挙管理委員会委員長 門 園 博 徳

（制定理由）

「南九州市が施行する行政文書における公印の押印に関する方針」（令和7年度南九総第15050号）が制定されたことに伴い、必要な規程を制定しようとするものである。

南九州市選挙管理委員会公印の押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、行政事務の効率化を図るため、告示その他の訓令（以下「告示等」という。）による施行に用いられる文書（以下「施行文書」という。）への公印の押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の省略)

第2条 施行文書は、告示等の定めにかかわらず、次に掲げるものを除き、公印の押印を省略できるものとする。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられているもの
- (2) 許可・認可等の行政処分に関する文書（申請どおりの決定をする文書を除く。）
- (3) 権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼすもの
- (4) 儀礼的に公印を押印すべきもの
- (5) 各種証明に関するもの
- (6) その他選挙管理委員会委員長が特に必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定により公印を省略できる文書は、告示等の定めにかかわらず、告示等が改正されるまでの間、所要の調整をし、施行文書とすることができる。